印南町コミュニティバス等運行実施計画

(1) 運行の区域

切目川、稲原の2ルートの区域で運行を行う。

(2) 運行の開始

運行許可日から平成24年3月31日までとし、利用状況に応じて毎年度更新する。

(3) 運行主体

印南町が示す運行業者となるべき選定基準を満たし、印南町が定める予定価格以内 で最も安価な見積もりをした事業者。

(4) 運行方式

運行方式は、ルート毎に次のとおりとする。

①切目川ルート: 寄り道デマンド方式 基本路線は、樮川から古井、切目駅経由役場とするが、予約に応じて寄り道す る運行とする。

②稲原ルート:寄り道デマンド方式 基本路線は、白河から稲原駅経由役場とするが、予約に応じて寄り道する運行 とする。

(5) 使用車両

使用車両は、乗客9人乗りジャンボタクシー 1台

(6) 運航日

切目川ルートは、月・水・金曜日とする。 稲原ルートは、火・木・土曜日とする。 日曜、祝日及び年末年始は基本的に運休とする。

(7) 運行ルート

別紙図面のとおり。

(8) 運行回数及び運行ダイヤ

切目川ルートは、路線バスの古井停留所での乗り継ぎを考慮し、路線バスの運行回数に合わせ4往復とする。

稲原ルートは、路線バスの稲原駅停留所での乗り継ぎを考慮し、路線バスの運行回数に合わせ4往復とする。

(9) 料金収受

料金は全ルートで、1乗車300円(免許証返納者150円、町内間の乗り継ぎ者100円、高校生以下0円)とする。また、収受した料金は事業者の収入とする。

(10) その他

住民への広報等については役場で行うが、運行予約受付、予約者への運行予定連絡、 配車・運行計画・運行記録については、事業者が行う。